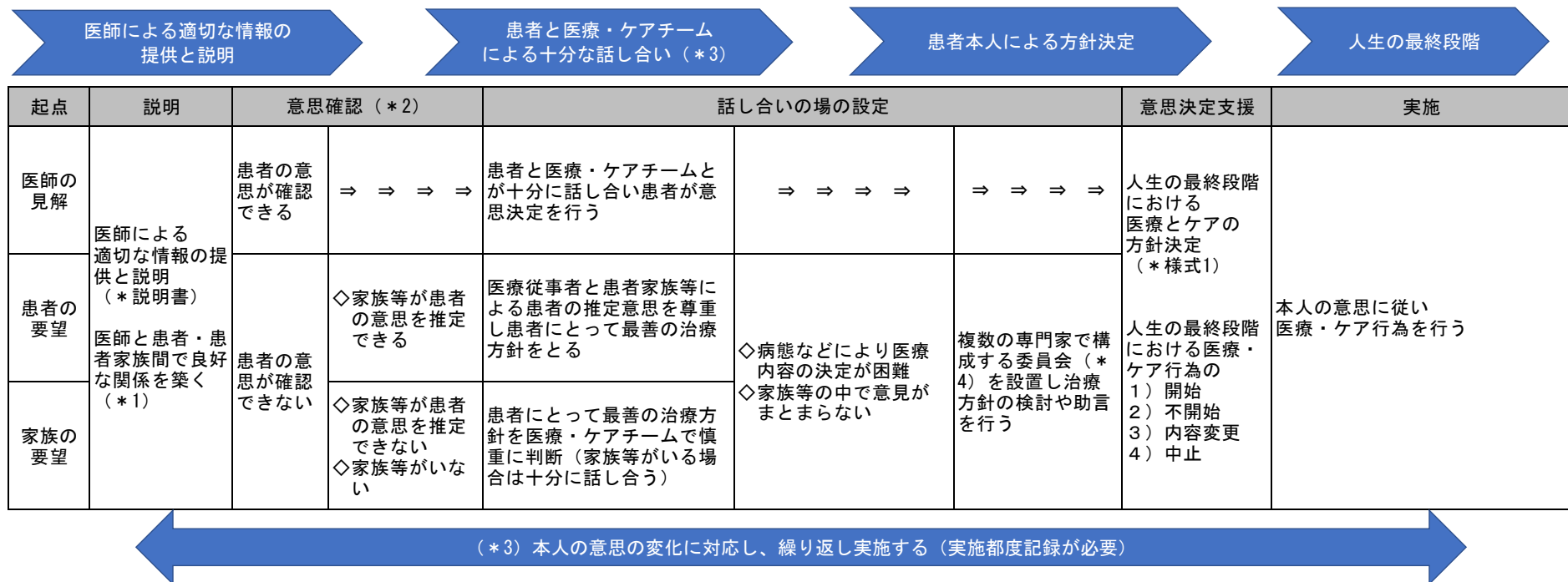


人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドラインの運用



- *1 本人 (及び本人の意思を推定する家族) の意思の変化に対応するため、本人にとって意思表示がしやすい環境作りを行う
- *2 本人が意思決定できる状況であっても将来的に心身状態の変化によっては意思表示が困難になる可能性があるため、家族等も交えて話し合いを行う
- *3 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであるため、適宜・適切な情報提供と話し合いの場を繰り返し提供する
医療・ケア行為の イ) 開始 ロ) 不開始 ハ) 内容変更 ニ) 中止 は医療・ケアチームによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する
- *4 医師・看護師・介護支援専門員・介護福祉士・その他医療介護従事者により構成する。患者の病態・状況により構成員は都度選定する

説明書 患者・家族等に記名いただいた後、コピーをとり、病院・患者側が各1部を保管する。
カルテ2号用紙に『説明書参照』印を押す (2度手間の排除)

様式1 医師・患者および家族等の双方記名捺印後、コピーをとり双方が保管